



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和8年3月4日(水) 号外(第1号)

目次

告示

○知事指定薬物の指定(薬務課)

ページ

2

■ 告 示

◎群馬県告示第45号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例(平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年3月4日

群馬県知事 山本 一 太

1 知事指定薬物の名称

- (1) (8R)-N, N-ジエチル-6-メチル-1-[4-(トリメチルシリル)ベンゾイル]-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド(通称名1SB-LSD)及びその塩類
- (2) 1-[1-(3-クロロフェニル)シクロヘキシル]ピペリジン(通称名3C1-PCP、3-Chloro-PCP)及びその塩類
- (3) 4-メチル-1-(2-メチルフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン(通称名2me-PiHP、2me-PHiP、2-methyl- α -PiHP、2-methyl- α -PHiP)及びその塩類
- (4) プロパン-2-イル1-(1-フェニルエチル)-1H-イミダゾール-5-カルボキシラート(通称名Isopropoxate)及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和8年3月5日